

◎十番（荒 秀一君）十番、県民連合議員会の荒でございます。今日のしんがりを相務めます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、はやぶさ2カプセル帰還であります。全国民が湧いております。この技術に携わった会津大学、そして県内企業複数社が関わっているとのことでありますが、全国でも唯一複数社の技術が関わっているのが福島県だそうであります。今までの技術の集大成の快挙であります。本当に心よりお祝いを申し上げたいと思います。

また、今日からイギリスで新型コロナウイルス感染予防ワクチンの投与が始まったようであります。日本ではまだまだということですが、県民としても福島モデルの中、正しく恐れ、新しい生活様式をしっかりと守りながら、一丸になって困難を乗り越えていくことを念じ、県勢伸展のため私の一般質問といたします。

まず、県政運営についてであります。

本県は、東日本大震災、原発事故から来春で十年が経過しようとしており、さらには昨年の台風等による災害から懸命に復旧・復興を成し遂げようとしている中、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、県民生活に極めて深刻な影響が及んでおります。

この十年の間、知事を先頭に県民一丸となって、時には寄り添い、時には励まし合って、全国からの御支援に勇気をいただきながら様々な困難に立ち向かい、誇りを忘れず歩んでまいりました。新型コロナウイルス感染症という新たな難局を乗り越えていくためにも、これまでの結束、絆をもう一度思い起こし、さらなる県民としての誇りを高め、福島の未来を担う若者たちにしっかりと引き継ぎ、心一つにして立ち向かうことこそ大事であると考えます。

そこで、知事は県民の絆を次世代につないでいくためにどのような思いで

県政を運営していくのかお尋ねいたします。

次に、農業振興についてであります。

本県の農業は、稲作が大きな比重を占めております。消費の低迷により、六月補正での飼料米への政策誘導や来年度における主食用米生産を大幅に削減する方向で調整がなされるなど、生産者にとり厳しい状況が続いております。

さらに、農村地域においては高齢化が一段と進んでおり、取り囲む環境は大変危機的な状況が続いていると理解しております。今こそ農業振興における抜本的な政策転換と支援が必要と信じます。

一方、本県での野菜生産におけるキュウリやトマトなどは、市場では福島ブランドとして極めて高い評価を受け、多くの農家を励まし、勇気づけております。これからの本県の農業の振興を考慮したとき、特に稲作中心の農業経営形態からの園芸作物、特に野菜に比重を置いた転換が大きな鍵になってくると思います。

そこで、県は野菜の生産拡大をどのように進めていくのかお尋ねいたします。

次に、漁業の操業拡大についてであります。

震災から十年目を迎え、試験操業とモニタリング検査を忍耐強く継続してきた結果、全ての魚種において出荷制限が解除されるなど、着実に生産基盤の回復が進んできております。

先日、私は相馬双葉漁業協同組合を訪れました。東日本大震災の津波では百名もの漁業者が犠牲となりましたが、現在は六十名もの若い世代の新規漁業者が誕生するなど活気づいている様子であります。しかし、漁場の整備や風評被害など、操業拡大に向けて関係者は着実に地道に取り組みしておりますが、課題はまだまだ残されております。

ここに来て、トリチウムを含むALPS処理水の取扱いの判断をめぐる状況など不安材料も出てきており、さらに資源管理と水産業の成長産業化の両立を目指す改正漁業法も今月から施行され始め、その対応が求められています。県としては、栽培漁業の推進や漁具類、船舶など様々な環境整備の支援をしてきておりますが、いよいよ十年目を迎えます。

そこで、県は漁業の操業拡大をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、成年後見制度についてであります。

団塊の世代が高齢者になる二〇二五年問題などを背景に高齢化が進む中、社会から孤立する高齢者や不安を抱える認知症高齢者が増えていくのは誰の目から見ても明らかであります。

私の県社協での安心サポート事業のお手伝いを行った経験からしても、日常生活の中でも金銭管理や病院通いなどに不安を抱えている、困っている多くの方々が増えていると実感いたしました。

成年後見制度利用促進法から四年が経過しております。ますますそういった方々の権利擁護のため、成年後見制度の拡充や体制整備が重要となってきました。

一方で、成年後見制度に対する認知度は、身近で大変大事な制度であるにもかかわらず、まだまだ低いようであります。県は、実施主体である市町村を支援し、広報や体制整備が進むよう働きかけるべきだと思います。

そこで、県は成年後見制度の利用促進に取り組む市町村をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

再生可能エネルギーについてお尋ねします。

菅総理は、さきの十月の臨時国会において、二〇五〇年までに国内の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを

表明いたしました。その実現のため、重要な鍵となるのが二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーであります。

現在国や県において、福島新エネ社会構想の改定に向け検討が進められているようであります。さらに、県は本県の指針である再生可能エネルギー推進ビジョンの中で二〇四〇年頃に県内エネルギー需要の一〇〇%相当量を再生可能エネルギーでとの非常に高い意欲的な目標を掲げておりますが、推進ビジョンについても見直しを行うべき時期が来ているようであります。再生可能エネルギー政策のトップランナーである我が福島県として、どう国の考えを取り入れていくのでしょうか。

そこで、県は再生可能エネルギー推進ビジョンの改定に向け、どのように検討を進めていくのかお尋ねいたします。

次に、水素エネルギーについてであります。

国は世界に先駆けた水素社会の実現に向け水素基本戦略を策定し、水素を再生可能エネルギーに並ぶ新たな選択肢として、将来的に水素のコストをガソリンなどと同等程度とすることを目標に掲げ、水素の製造から利用まで技術開発を進めていくとしております。

そのような中、県内では福島新エネ社会構想に基づき、国が進めている再生可能エネルギー由来の水素製造実証プロジェクトが浪江町で進行しており、またIHIにおいても水素の利活用に関する研究施設を今年九月に相馬市にオープンするなど、水素関連技術開発の県内拠点の整備が進められております。今後は、こうした先端的な取組を行う研究機関と県内企業が連携を図ることで、新たな産業の創出が大いに期待されるところであります。

そこで、県は水素関連産業の育成・集積にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、ハイテクプラザについてであります。

ハイテクプラザでは、これまで3Dプリンター等を活用した新しい漆工法の開発や紫外線硬化型インキの開発、日本酒のうつくしま夢酵母の開発など、独自の技術開発や県内企業への技術移転、酵母の頒布等の重要な役割を担ってまいりました。

一方、経済のグローバル化や地域間競争がますます激化する中、研究成果を守りながら全国や世界と戦っていくためには、特許等の知的財産の創造、保護、活用がますます重要になってまいります。ハイテクプラザと共同研究で開発した技術は県の財産であることから、特許等ですっかり守りながら活用していくことが必要であると思います。

ハイテクプラザは、県内中小企業等が技術開発を行う上で頭脳となるべき機関であり、知的財産を活用することにより、さらなる研究開発、技術開発が進み、ひいては県内産業の振興、震災からの復興、風評払拭に大いに貢献するものと期待しております。

そこで、県はハイテクプラザの技術を活用した県内産業の振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、国保被保険者の生活習慣病等の予防についてであります。

県は、平成三十年年度の国保制度改革により財政運営の責任主体となりました。国保料平準化については、令和十一年度を目途として、市町村と県国保運営協議会と具体的な協議に入ったと理解しております。

国保財政の安定的な運営のためには、国保被保険者の生活習慣病を予防する保健事業の推進を引き続き実施主体である市町村と連携し、医療費適正化に重点的に取り組むことは最も肝要なことであります。

そこで、県は国保被保険者の生活習慣病等を予防するための保健事業にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、教職員のわいせつ行為等についてであります。

このほど内閣府が増加傾向にある教職員からの若者に対するわいせつ行為や性被害の実態を調査し始めるとの報道がありました。また、教育新聞などでもわいせつ教職員の事件がしばしば取り上げられております。大変深刻で憂える案件であります。本来ならば学校という中で守られるべき子供たちが被害者となり、人格を破壊されてはいけなはずであります。絶対に容認されるべきではありません。

福島県においては、過去十年間のわいせつ行為等で処分を受けた教職員数は四十二名を数えています。私は過去PTA活動を通してすばらしい教職員に数多く出会いました。しかし、一部でそのような事象に目をそらす傾向があつたのも事実であります。数字の上でも、減少傾向にはないことは明白であります。しっかりと子供たちを性被害から守るために正面から取り組むべきであります。

そこで、県教育委員会は教職員によるわいせつ行為等の根絶にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、国際理解教育についてであります。

多文化共生の社会において、国籍や人種、文化を超えた国際理解や国際交流、国際親善が以前にも増して重要な課題になっております。義務教育段階では、小学校第三学年から外国語活動としての英語教育が始まるなど、外国語教育の充実が図られているところでありますが、語学力の向上はもちろんのこと、来年に延期の上、開催される東京オリンピック・パラリンピックのような機会を通して他国の人々や文化に対する理解を深め、これらを尊重する精神を育む教育もまた重要であると強く考えております。

そこで、公立小中学校における国際理解教育をどのように進めていくのか、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

次に、県立高等学校改革を踏まえた地域振興についてであります。

現在県立高等学校改革が進められております。各地域での県立高等学校改革懇談会では、統合される町、例えば新地高校などからは、存続を願う声とともに、様々な地域の衰退を心配する声が出されています。

高校がなくなるといことは、地域にとって小中学校の統廃合とはまた異なる大変重大な事件であります。少子化においては理解せざるを得ないものの、地域から唯一の高校がなくなるとはとても寂しいものであり、地域の復興の頑張りに対しても水を差すものであります。

高等学校改革がもたらすマイナスの影響という地域振興からの議論が今まで欠けていたのではないのでしょうか。知事部局として、しっかりと当該自治体の声を聞き、復興に支障を来さないように取り組んでいくべきではないのでしょうか。

そこで、県立高等学校改革が進められている中、活力の低下を懸念する地域の支援について、知事部局としてどのように取り組んでいくのかお尋ねするものであります。

県立美術館における収蔵作品について伺います。

私は、よく美術館を訪れるのが好きであります。県立美術館も何度か訪れましたが、とても楽しい時間を過ごすことができました。

また、最近では移動美術館を白河市と喜多方市で行ったことを聞いております。福島市にある県立美術館が地方に行くことで、うれしかった、感動したという声も寄せられているとあります。県民の財産である収蔵作品の移動美術館は、工夫しながらぜひとも継続していただきたいものです。

また、先日は私の地元の新地町立尚英中学校で諸橋近代美術館のダリの作品をオンラインで美術館学芸員の説明で鑑賞する授業風景を視察してきま

した。新しい時代だなと思いました。

私は、多くの市町村に出向いたり、またオンラインなどで県民が収蔵作品に触れる機会を提供することはとても大事だと信じます。

そこで、県教育委員会は県立美術館における収蔵作品の鑑賞機会の提供にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

最後になります。介護人材の確保についてであります。

先ほども議論がございましたが、本県の高齢者人口がピークを迎える二〇三〇年には介護需要がさらに増大すると見込まれております。そのニーズに対応するには、介護人材の確保に取り組む必要があります。

介護施設等からは、従事者不足により増床できない、介護人材を募集しても応募がないなど切実な声を伺います。また、東日本大震災からの被災地にとっては介護従事者の確保は大変大きな課題であります。今までも外国人材をも含めた支援を県や国に要望してきたところであります。

ここに来て、新型コロナウイルス感染症拡大は介護人材確保をより困難なものにしております。県としても、介護の仕事のイメージアップ、人材育成、定着などへの支援を行ってきたと信じておりますが、新たに介護の仕事に従事する人材を増やすことが急務であり、重要であります。

そこで、県は新たに介護に従事する人材を確保するため、若い世代に対するどのような取組を行っているのかお尋ねいたします。

以上で壇上よりの私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。ました。(拍手)

◎副議長(長尾トモ子君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

◎知事(内堀雅雄君) 荒議員の御質問にお答えいたします。

県民の絆と県政運営についてであります。



昨年本県を襲った台風等災害の中、改めて福島を実感する出来事がありました。それは、県内各地の高校生たちが自発的に行ったボランティア活動であります。多くの家屋が浸水し、人々が途方に暮れる中、懸命に作業する高校生たちの姿はどれほど地域の方々を勇気づけたか分かりません。本県の若者たちは、震災後県民が互いに助け合い、励まし合いながら、復興の歩みを進める姿を見て育ちました。だからこそ、人と人が支え合い、共に困難に立ち向かうことをごく自然な行動として受け止めているのだと思います。

ある若者は、泥だらけになりながら片づけ作業をする中、地域の方から「あんたたちは、私らの希望なんだよ」と声をかけられたそうです。こうした若者たちの姿は、まさに福島の新たな希望であります。それは、震災という困難な状況の中で私たち福島県民が大切に育んできた絆から生まれたものであります。

私は、これからも県民の皆さんと共にこのかけがえのない絆を着実に次の世代へつなぎ、長い戦いとなる本県の復興を成し遂げるための大きな力へと変えていくため、全力で県政運営に当たる考えであります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

（企画調整部長橘 清司君登壇）

◎企画調整部長（橘 清司君）お答えいたします。

再生可能エネルギー推進ビジョンの改定につきましては、先月有識者で構成する会議での議論を開始したところであります。

二〇三〇年度までを推進期間とする新たな指針として、これまでの導入実績や国の二〇五〇年カーボンニュートラル実現に向けた動きなどを十分に踏まえ、新たな総合計画や福島新エネ社会構想との整合を図りながら検討を深めてまいります。

次に、県立高等学校改革につきましては、知事部局としても連携して進めなければならぬ重要な施策と認識しております。

これまでも各地方振興局と共に県立高等学校改革懇談会に出席するなどし、空き校舎の活用や生徒と地域住民の交流機会の確保等、各地域における課題の洗い出しを行ってきたところです。

これらの課題解決に向け、引き続き県教育委員会と連携し、各地域の実態を踏まえながら、地域の魅力創出や交流人口の拡大等に取り組んでまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

成年後見制度の利用促進につきましては、市町村の理解と実情に応じた取組が重要であることから、今年度から社会福祉士等の専門家を市町村に派遣し、地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の設置に向けて助言を行っているところであり、引き続き制度を必要とする高齢者等が地域で安心して暮らせるよう市町村の取組を支援してまいります。

次に、国保に係る保健事業につきましては、市町村の保健師や管理栄養士を対象とした研修会を開催し、保健指導の実践力向上を図るとともに、今年度は新たに市町村ごとの現状と課題を見える化するため、国保連合会が保有する健診、医療等のデータを分析し、今後の生活習慣病等の予防に活用することとしており、引き続き市町村と連携して国保被保険者の健康の維持に努めてまいります。

次に、介護人材の確保につきましては、養成施設入学者への修学資金の貸与に加え、介護職に対する若年層の理解を促進するため、高校生等を対象とした介護職員初任者研修や介護に関する入門的研修を実施しております。

今年度は、教育委員会と連携し、新たに介護職の魅力を理解してもらうた

めに作成した冊子の配布とそれに連動した職場見学会を開催することとしており、今後とも将来を見据え、次代を担う若い世代の介護への理解と関心を高める機会の充実に努めてまいります。

（商工労働部長宮村安治君登壇）

◎商工労働部長（宮村安治君）お答えいたします。

水素関連産業の育成・集積につきましては、未来の水素社会実現に向けて、国による福島水素エネルギー研究フィールドでの実証研究が進む中、県内企業においても福島再生可能エネルギー研究所との連携による関連技術開発の動きなどが出てきております。

今後とも、関係機関と連携して先進的な研究開発を支援するとともに、関連技術を有する企業の発掘やビジネスマッチングに取り組み、関連企業の育成・集積を図ってまいります。

次に、ハイテクプラザによる産業の振興につきましては、県内のものづくり企業が現場で抱える技術的課題に対し、技術指導や人材育成などを通して企業の新技術の開発等を支援しております。

今後は、同所における技術開発を強化するとともに、開発した技術に係る特許を積極的に取得して保護と活用を図り、県内産業の振興につなげてまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

野菜の生産拡大につきましては、今年度から本県の顔となるキュウリ、トマトなどについて、パイプハウス等の施設導入を加速して産地づくりに取り組んでいるところであり、引き続き集出荷施設の機能向上やICTを活用した新技術の導入などによる長期安定出荷の体制強化を推進してまいります。

加えて、水田を活用した栽培も含めたタマネギやブロッコリー等への機械導入を支援するなど、持続的に発展する強い野菜産地づくりを進めてまいります。

次に、漁業の操業拡大につきましては、水産物の安全性の確保を根幹に、漁場、漁船、共同利用施設など生産基盤の復旧に加え、担い手の育成を支援してまいりました。

さらに、資源管理を進めながら、少ない労力で高い収益を確保するふくしま型漁業を推進するとともに、漁業者が安心して操業拡大に取り組めるよう、増産した魚を売り切るための流通体制の強化を重点的に支援してまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

教職員によるわいせつ行為等の根絶につきましては、各所属の服務倫理委員会等において教職員としての自覚や高い倫理観の醸成を促すとともに、SNSやメールによるやり取りが不適切な行為につながるよう、その実例を用いた演習型の研修を行っているところであります。

今後とも、管理職による面談の機会等を通じて風通しのよい職場づくりを進め、その根絶に向け取り組んでまいります。

次に、公立小中学校における国際理解教育につきましては、子供たちが外国の言語や文化に触れることが重要であると考えております。このため、外国語科を軸として他教科との連携を図り、諸外国の生活や習慣を体験的に学ぶ機会を年間計画に位置づけております。

また、オリンピック・パラリンピック教育の研究推進校を中心に諸外国との交流学习の充実を図ることにより、国際理解教育を推進してまいりたいと考えております。

次に、県立美術館における収蔵作品の鑑賞機会の提供につきましては、定期的な館内展示のほか、地域の施設で鑑賞いただける移動美術館等を県内各地で開催してまいりました。

今後とも、学芸員による学校と連携したワークショップの開催や展覧会等の作品を紹介する動画配信により、多くの県民の皆さんが優れた収蔵作品に触れ、癒やしや感動を得られるよう、鑑賞機会の提供に努めてまいります。